

R6年度給食従事者研修会資料

# 特定給食施設等栄養管理報告書・給食施設状況 調査票（学校用）の改訂ポイントについて

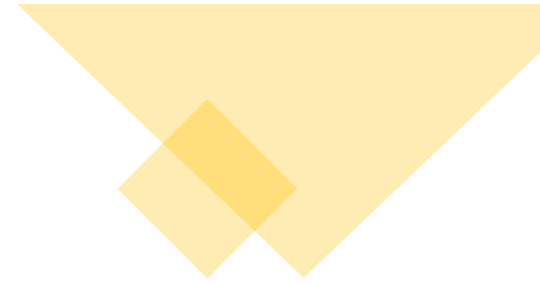
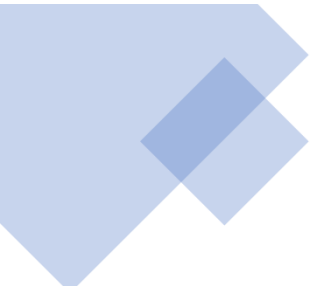
中北保健所健康支援課

# 本日の内容


1. 主な変更点

2. 施設から問い合わせのあった主な項目

3. 未回答、施設への確認が多い項目



# 1. 主な変更点



## 栄養管理報告書の目的

- 給食は単に食事の提供だけでなく、利用者の身体状況や栄養状態等に基づき、適切に栄養管理したものを提供する必要がある。
  - 喫食者に応じた栄養管理を実施することは、バランスの取れた食習慣の定着や生活習慣病予防を目的とした健康づくり推進のために重要である。
- ⇒栄養管理報告書の提出を求めている。

## 山梨県給食施設指導要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の規定に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設（以下「給食施設」という。）に対する指導等について、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）及び山梨県健康増進法施行細則（平成15年山梨県規則第60号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (給食施設)

第2 給食施設とは、学校、病院、介護老人保健施設、老人福祉施設、児童福祉施設、社会福祉施設、事業所、寄宿舎、矯正施設、自衛隊、一般給食センター、その他をいい、「特定給食施設」、「その他の給食施設」に区分する。

2 「特定給食施設」とは、法第20条第1項に規定される1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設とする。

3 「その他の給食施設」とは、前項に規定する特定給食施設以外の施設であつて、1回20食以上又は1日50食以上の食事を供給する施設とする。

ただし、上記に該当しない施設であっても、その施設の所在地を管轄する保健所の長（以下「保健所長」という。）が必要と認めた施設については、「その他の給食施設」と同様に取り扱うものとする。

### (給食施設の届出等)

第3 特定給食施設の設置者は、法第20条及び施行細則第2条の規定により、事業の開始、変更、休止及び廃止の届出を行うものとする。

2 その他の給食施設の設置者は、当該給食施設における給食の開始、変更、休止及び廃止の状況について、その事柄が発生した日から一月以内に届出を行うものとする。（様式第8号、様式第9号、様式第10号）

### (栄養指導員の指導及び助言)

第4 法第19条に規定する栄養指導員は、第2に規定する給食施設に対して、栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

### (栄養指導票の交付)

第5 栄養指導員が法第18条第1項第2号及び法第22条の規定による指導を行ったときは、栄養指導票（様式第1号-1、様式第1号-2、様式第1号-3）を作成し、当該指導の対象となつた施設の管理者に交付しなければならない。

### (給食施設台帳)

第6 保健所長は、法第20条及び第3の規定による届出に基づき、給食施設台帳を備えるものとする。

### (特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定の様式)

第7 法第21条第1項の規定による指定は、指定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 指定した特定給食施設が指定の基準に該当しなくなったときは、指定取消通知（様式第3号）によりその指定を取り消すものとする。

### (特定給食施設等栄養管理報告書)

第8 保健所長は、法第21条第3項の規定による栄養管理状況を把握するため、特定給食施設の管理者に対し、その年の6月中に実施した給食の状況について、翌月末日までに特定給食施設等栄養管理報告書（様式第4号から様式第7号まで）の提出を求めることとする。

2 保健所長は、その他の給食施設に対し、その栄養管理状況を把握するため、前項の「特定給食施設等栄養管理報告書」等の提出を求めることとする。

3 前二項に係わらず、教育委員会が所管する給食施設については、「特定給食施設等栄養管理報告書」に替え、学校給食栄養報告（週報）等（以下「週報等」という。）の提出を求めることとする。

### (教育委員会が所管する給食施設)

第9 教育委員会が所管する給食施設に対し、第8第3項に基づく週報等の提出を求める場合及び法に基づく関与（法第18条第1項第2号の規定による指導及び助言、法第22条の規定による指導及び助言、法第23条の規定による勧告及び命令並びに法第24条の規定による立入検査等）を行う場合には、教育委員会を通じて行うものとする。

### (その他)

第10 この要綱に定めのない事項については、保健所長及び栄養指導員は健康増進課長と協議のうえ処理するものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 管理栄養士を配置すべき集団給食施設の指定に関する要綱（平成9年4月1日施行）及び「病院栄養管理報告書」取扱い要綱（平成13年10月1日施行）は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成17年4月1日から改正施行する。
- 4 この要綱は、平成27年3月17日から改正施行する。
- 5 この要綱は、平成30年8月28日から改正施行する。
- 6 この要綱は、令和4年3月3日から改正施行する。
- 7 この要綱は、令和5年3月9日から改正施行する。
- 8 この要綱は、令和6年5月31日から改正施行する。

## 山梨県給食施設指導要綱の一部改正について

例年、特定給食施設等に対して、「栄養管理報告書」及び「給食施設状況調査票」の提出を求めておりましたが、報告書提出の簡略化や課題への対応を図るため、令和6年5月31日付けで「山梨県給食施設指導要綱」を改正いたしました。主な変更点は下記のとおりとなりますので、ご留意ください。

	改正前	改正後
1 提出書類	栄養管理報告書 給食施設状況調査票	栄養管理報告書
2 調査期間	前年度1年間分	当該年度の6月分(1ヶ月分) ※一部のみ前年度1年間分
3 提出時期	5月末	7月末
4 提出方法	郵送(紙媒体、押印必要)	メール(電子媒体、押印不要)

### <栄養管理報告書の主な変更点>

#### 1 削除した項目

- ・ 帳票類の有無、診療報酬等加算の有無
- ・ 約束食事箋、食事量の調整、テーマ献立に関する項目

#### 2 追加した項目

- ・ 災害への備えの状況（これまで提出を求めていた備蓄一覧は不要）
- ・ 施設の自己評価記載欄

#### 3 簡略化した項目

- ・ 研修の内容等、具体的な内容記載

### <入力に当たっての注意事項>

- ・ 施設種別によって様式が異なります。下の表で確認してください。

今回は様式及び記入要領を同封しています。

様式	対象施設
様式第4号	病院
様式第5号	介護老人保健・老人福祉・社会福祉施設等
様式第6号	保育所、認定こども園、幼稚園等
様式第7号	事業所、寄宿舎、その他

- ・ 集計のため、一部のセルに入力規制や計算式が入っています。セルの追加、削除、変更等はしないでください。また、PDFへの変換はせず、メールでの提出をお願いします。

	改正前	改正後
提出書類	栄養管理報告書 給食施設状況調査票	栄養管理報告書 *公立学校は給食施設状況調査票（学校用）
調査期間	前年度1年分	当該年度の6月分（1ヶ月分）
提出時期	5月末	7月末
提出方法	郵送（紙媒体、押印必要）	メール（電子媒体、押印不要）

- ・様式は中北保健所ホームページからダウンロードし、エクセルファイルで提出してください。
- ・セルは変更しないでください。
- ・ファイル名を施設名にしてください。
- ・メールの送信元（施設）が分かるようにしてください。

## 栄養管理報告書の主な変更点

### ○削除した項目

- ・ 帳票類の有無、診療報酬等加算の有無
- ・ 約束食事箋、食事量の調整、テーマ献立に関する項目

### ○簡略化した項目

- ・ 研修の内容等、具体的な内容記載

### ○追加した項目

- ・ 危機管理対策  
災害や食中毒発生時の連絡体制、給食提供体制等を決めておく
- ・ 施設の自己評価  
自施設の給食運営、栄養管理について振り返る



必要に応じて、特定給食施設等巡回指導で確認します





## 2. 施設から問い合わせのあった主な項目



給食施設状況調査票（学校用）

質問内容	回答方法
食数は児童分のみか。	記入要領にあるとおり、教職員を除く予定食数を回答してください。
7月の途中で従事者数や児童数が変更予定。	記入日時点の状況で回答してください。
ライフラインの確保がない場合はチェックなしで良いか。	チェックなしで良いです。 有・無の選択肢がある項目については、無にチェックをお願いします。

特定給食施設等栄養管理報告書【様式4、5】

質問内容	回答
【様式4、5】 一般食の区分について軟食とはどんな食事を指すのか。	区分は施設の判断に任せています。
【様式5】 施設に栄養士はおらず、調理師が献立作成をしているため、栄養価計算ができない。	回答できる項目を回答してください。

特定給食施設等栄養管理報告書【様式6】

質問内容	回答
様式の年齢区分（0歳～6歳）と利用者の年齢区分（～18歳）が一致しない。	年齢区分の年齢を書き換えて回答してください。
様式では肥満とやせの割合を回答するようになっているが、記入要領では人数を記入するようになっている。	記入要領が間違いです。割合で回答してください。
肥満とやせの割合について、今までは3歳以上児の状況を回答するようになっていたが、今回は0歳児から入れるのか。	未満児は個人差が大きいため、今までどおり3歳児以上の状況を回答してください。
主食は家庭から持参しており、給食でパンや麺を提供することはない（おやつのみ提供）。	給食の主食として提供される1人当たりの量を回答してもらいたいので、「0g」と回答してください。

特定給食施設等栄養管理報告書【様式7】

質問内容	回答
複数のメニューを提供しているが、平均提供食品量・平均栄養量はどのように回答したら良いか。	記入要領にあるとおり、最多食（代表食）の値で回答してください。
今年度の従業員の健康診断はこれからだが、昨年度のデータで良いか。	把握している直近のデータで回答してください。



### 3. 未回答、施設への確認が多い項目



特定給食施設等栄養管理報告書【様式6】

夕食や補食（延長保育時の補食）等



⑩食数	朝食	昼食	夕食	その他	合計	給食形態等	離乳食	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
以上児					0	給食形態等	離乳食	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
未満児					0		一般食	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
その他					0		補食給食	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
合計	0	0	0	0	0		夕食給食	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

職員食

⇒食数と給食形態等が一致するように回答してください。  
おやつや検食は食数には入れないでください。

特定給食施設等栄養管理報告書【様式7】

⑩食数	朝食	昼食	夕食	その他( )	合計
					0
給食の利用率	#DIV/0! % ( 人 / 人中 )				

⇒未回答の施設が多い。  
全従業員数と平均的な給食利用者数を回答してください。

特定給食施設等栄養管理報告書【全施設共通】

①	施設名	
	所在地	
	管理者 (職名)	(氏名)

⇒法人名や企業名だけでなく、給食施設名も入力してください。

②施設の自己評価(今後改善したい内容や施設で工夫していることなど)

【施設側】

【受託側】

⇒未回答の施設が多い。

自施設の給食運営・栄養管理について振り返り、取組みの成果や課題、課題に対する改善策、工夫した点について記入してください。



特定給食施設等栄養管理報告書【全施設共通】

④平均提供食品量・平均栄養量(最多食(代表食)の値)		→計上しているものを全て選択 <input type="checkbox"/> 朝食 <input type="checkbox"/> 昼食 <input type="checkbox"/> 夕食			
食品群	毎	栄養素名	給与栄養目標量	給与栄養量	推定摂取量
穀類	ごはん(1食平均量)	g	エネルギー(kcal)		
	パン(1食平均量)	g	たんぱく質(g)		
	麺(1食平均量)	g	脂質(g)		
平均提供食品量	いも及びでん粉類	g	カルシウム(mg)		
	砂糖及び甘味類	g	鉄(mg)		
野菜類	豆類	g	ビタミンA(レチノール活性当量)(μg)		
	緑黄色野菜	g	ビタミンB <sub>1</sub> (mg)		
	その他の野菜	g	ビタミンB <sub>2</sub> (mg)		
平均提供食品量	野菜漬物類	g	ビタミンC(mg)		
	果実類	g	食物繊維(g)		
1人1日当た	きのこ類	g	食塩相当量(g)		
	藻類	g	エネルギー比率	炭水化物(%)	
魚介類	g	たんぱく質(%)			
肉類	g	脂質(%)			
1人1日当た	卵類	g			

⇒未回答が多い。  
 選択している食事の回数と平均栄養量の値が一致していないように感じるケースもある。

⇒値の入力間違いが見られる  
 ・藻類100g、鉄200mgなど  
 ・保育所等で主食量が含まれていない

⇒ ・穀類については、1人あたりの1食平均量を回答してください。  
 ・提供していない食品群については「0」と入力してください。

\*保育所等で家庭から主食を持参する場合、  
 想定している持参量を平均提供食品量に入力し、平均栄養量には主食量を含めた値を入力してください。  
 副食のみでは食事の評価ができません。

特定給食施設等栄養管理報告書【全施設共通】

④平均提供食品量・平均栄養量(最多食(代表食)の値)			→計上しているものを全て選択 <input type="checkbox"/> 朝食 <input type="checkbox"/> 昼食 <input type="checkbox"/> 夕食		
食品群	量	栄養素名	給与栄養目標量	給与栄養量	推定摂取量
穀類	ごはん(1食平均量)	g	エネルギー(kcal)		
	パン(1食平均量)	g	たんぱく質(g)		
	麺(1食平均量)	g	脂質(g)		
平均提供食品量	いも及びでん粉類	g	カルシウム(mg)		
	砂糖及び甘味類	g	鉄(mg)		
野菜類	豆類	g	ビタミンA(レチノール活性当量)(μg)		
	緑黄色野菜	g	ビタミンB <sub>1</sub> (mg)		
	その他の野菜	g	ビタミンB <sub>2</sub> (mg)		
平均提供食品量	野菜漬物類	g	ビタミンC(mg)		
	果実類	g	食物繊維(g)		
1人1日当た	きのこ類	g	食塩相当量(g)		
	藻類	g	エネルギー比率		
1人1日当た	魚介類	g	炭水化物(%)		
	肉類	g	たんぱく質(%)		
1人1日当た	卵類	g	脂質(%)		

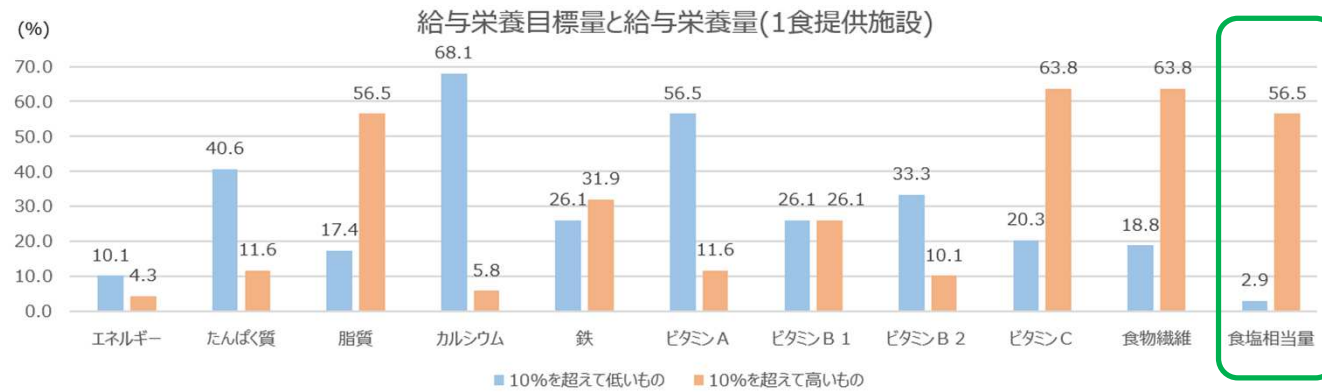
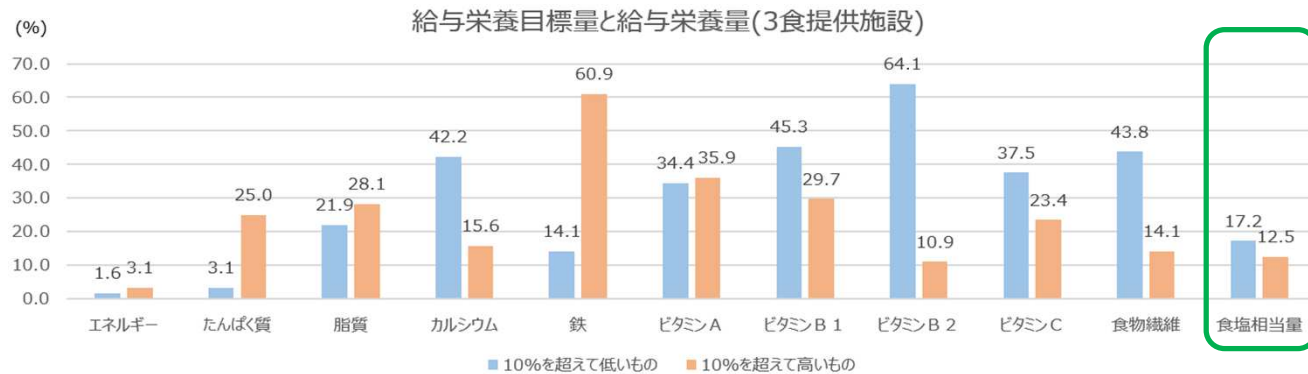
⇒未回答が多い。  
 利用者が実際にどの程度、栄養素を摂取したかを把握するための項目。

⇒合計が100にならない。

報告担当者の方は、回答内容を確認後、提出してください。

# 給与栄養目標量と給与栄養量の比較

\* 給与栄養目標量より給与栄養量が10%を超えて高い施設と低い施設の割合を表している。  
\* 値を幅で回答している施設は除く。



- 給与栄養量が給与栄養目標量に近づくようにしましょう。
- 提供した食事を評価し、改善していくことが大切です。
- 提出していただいたデータを集計し分析するため、回答を正しく入力してください。

- ☑ 未回答、回答に疑問を感じる項目については、報告担当者あてに順次連絡し、確認しています。
- ☑ 提出していただいた報告書のデータについては、集計し、報告予定です。

ご協力をよろしくお願いします。

